

支援車両・除雪機器等

# 貸出しのお知らせ

ボランティア活動やイベントなどにご利用ください！



社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

## 「地域支え合い体制づくり支援車両等貸出事業」とは？

秋田市社会福祉協議会では、地域福祉活動の中心となっている地区社協や町内会やボランティア団体に対して、主体的に地域活動に取り組んでいただけるよう用途に応じた支援車両や除雪機器等の貸出しを支援しています。 ※個人的な使用目的での貸出しは行っておりません。

### 軽移送車



高齢者・障がい者等の外出支援として、車いすのまま乗り降りできます。車いすの隣に介助者が座ることもできます。

- 定員 3名（運転手、助手席、車いすを含む）
- 燃料 ガソリン
- 台数 1台

※運転手は、ボランティアをされる方や地域住民の方でお願いします。

### 軽移送車を借りられる方へ

#### 料金について

利用料金は無料です。  
※ガソリン代は利用される方の負担となります。

#### 借りることのできる期間

2日以内  
※土・日・祝日はさむ場合はご相談ください。

#### 借りることのできる方

秋田市内在住で介護を必要とする高齢者や障がい児・者の方

#### 手続き方法

##### 1 事前登録

はじめての方は、事前登録が必要です。  
※運転免許証、車イス利用者の身体状況が確認できるもの、印鑑をご持参ください。

##### 2 申し込み

来所または電話により、空き状況をご確認のうえ、お申し込みください。  
ご利用の1ヶ月前から申し込みすることができます。

##### 3 借用

秋田市社会福祉協議会の受付窓口へお越しください。借用書に押印するため、印鑑をご持参ください。

##### 4 返却

指定の給油所でガソリンを満タンにしてご返却ください。

### ゲートリフト付軽トラック



除雪機器の運搬、除排雪、荷物の運搬に使用するため荷台に機器等を容易に載せることができる電動リフト付の車両です。

- 定員 2名
- 燃料 ガソリン
- 台数 1台

※運転手は、ボランティアをされる方や地域住民の方でお願いします。

### リフト付送迎車



過疎地域での買い物が困難な方の送迎や地区社協等が企画する行事等の利用に便利です。

車いす1台を電動リフトで乗り降りさせることができます。

- 定員 10名（運転手、車いすを含む）
- 燃料 軽油
- 台数 1台

## 送迎車



買い物支援の送迎や地区社協や各種福祉団体等が企画する行事等のご利用に便利です。

- 定員 8名（運転手を含む）
- 燃料 ガソリン
- 台数 1台



## 発電機

屋外で行うイベントで電源が必要なときに役立ちます。1台につき携帯用ガスボンベ2本使用します。約2時間稼働します。

- 燃料 携帯用ガスボンベ  
1台900ワット、2台並列（つなぎ）で1800ワット使用できます。
- 台数 2台



## ロータリー除雪機

積もった雪を遠くに飛ばすロータリー除雪機。コンパクトボディで玄関先など狭い場所に最適です。自走式のため女性でも操作可能です。

- 燃料 ガソリン
- 台数 3台



## ブレード除雪機

押し雪を集めるブレード除雪機。家庭用の簡単な雪かき、雪を飛ばしたくない場所、駐車場、舗装された場所に向いています。自走式のため女性でも操作可能です。

- 燃料 ガソリン
- 台数 3台



## 融雪機

雪の捨て場がない。玄関先も駐車場も雪山もスッキリ片づけたい。屋根から落ちた雪を処理したい。雪捨ての心配をせずに頑固な雪を短時間でどんどん融かせます。

- 燃料 灯油
- 台数 1台



※写真は2台並べています。

## 融雪器具

玄関前・駐車場所・軒下など雪を融かしたい場所にお使い下さい。家庭用の100ボルトの電源で利用できます。管内の温度は50度ほどです。

- 電源 100ボルト（家庭用）
- 台数 3台



## 支援車両・除雪機器等を借りられるみなさまへ

### 料金について

利用料金は無料です。

※ガソリン、軽油、灯油等の燃料代は利用される方の負担となります。支援車両・除雪機等の燃料は、満タンにして返却するようお願いいたします。なお、携帯用ガスボンベは利用される方に準備をお願いしております。

### 借りることのできる期間

1週間以内

※土・日・祝日はさむ場合はご相談ください。

### 借りることのできる方

- (1) 秋田市内の地区社会福祉協議会、地区民生児童委員、協議会、町内会、子ども会、老人クラブ、婦人会等
- (2) 秋田市内を拠点とするボランティア団体および個人、ボランティア活動を目的とした行事等を主催する団体等
- (3) 秋田市内の福祉団体
- (4) その他会長が必要と認めた場合

### 手続き方法

#### 1 申し込み

来所または電話により、空き状況をご確認のうえ、お申し込みください。  
ご利用日の3ヶ月前から申し込みすることができます。

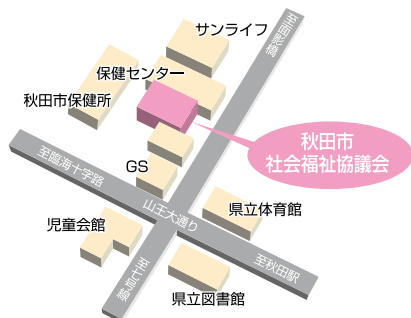
#### 2 借用

秋田市社会福祉協議会の受付窓口へお越しください。  
申込書に押印するため、印鑑をご持参ください。  
※「軽移送車を借りられる方」は、前項をご覧ください。

#### 3 返却

### お願い

- 正しい方法で使用し、使用後はきれいにしてお返却ください。
- 万が一、破損や紛失した場合は、返却時にお話ください。
- 返却期間はお守りください。
- 無断で他へ貸出しはしないでください。



### お申込み・お問い合わせ

## 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-2

TEL 862-7445 FAX 863-6068

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※祝日および年末年始を除く